

日本戦略 MG 教育学会会則

日本戦略 MG 教育学会

JAS · MGE (Japan Academy of Strategic Management Game Education)

日本戦略 MG 教育学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、日本戦略 MG 教育学会 (Japan Academy of Strategic Management Game Education) と称する。
- 第2条 本会は、戦略 MG 教育に関する学術研究及びその水準向上のために寄与すると共に、会員相互の交流を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、事務局を会長の指定する場所に置く。
- 第4条 本会は、必要な地区に支部を設けることができる。支部の設置及び廃止は、当該地区の会員発起により、会員総会の承認を受けて行う。支部組織及び運営に関する細則は、別にこれを定める。
- 第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 大会及び研究会の開催
 - (2) 会員の研究に関する連絡・交流及び共同研究の組織化
 - (3) 会報その他刊行物の発行
 - (4) 戦略 MG 教育に関する調査研究並びに資料の作成
 - (5) 内外関係学会との連絡・交流及び資料の交換
 - (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

- 第6条 本会の会員は、消費者教育に関心を有し、かつその学術的な研究交流及び実践交流を指向する者とし、次の3種に分類する。
- (1) 名誉会員：研究業績又は本会に対する貢献度が顕著で、理事会が推薦し、総会で承認された者。
 - (2) 正会員：各自の専攻分野における研究・教育・実践に従事し、すでに研究業績又は社会的活動の実績を有するもの。
 - (3) 維持会員：本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する者。
- 第7条 本会に、名誉会長、顧問を置くことができる。
2. 名誉会長は、理事会の承認を得て会長経験者より、会長が委嘱する。
顧問は理事会の承認を得て会長、副会長経験者より、会長が委嘱する。
 3. 名誉会長、顧問は本会の運営発展のために、会長の諮問に応じて助言することができる。
- 第8条 会員は、当該年度の4月30日まで（新入会員は、その年度に限り入会承認の時）に所定の会費を納入しなければならない。
2. 会費の年額は、次のとおりとする。
 - (1) 名誉会員 会費は徴収しない
 - (2) 正会員 3,000 円
 - (3) 維持会員 30,000 円

第9条 本会に入会しようとする正会員については、正会員の推薦により書面をもって理事会に申し込み、その承認を得なければならない。維持会員については、正会員が推薦する者につき理事会において承認する。入会者の会費は、入会年度から徴収する。

第10条 退会しようとする会員は、退会届を学会事務局に提出し、理事会の承認を受けるものとする。
2. 会員が3年以上にわたり会費を滞納した時は、理事会の決定によって、退会とすることができる。

第11条 次の各号に該当する会員は、理事会の議を経て除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけた者
- (2) その他本会の運営に重大な支障を及ぼした者

第3章 役員

第12条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 専務理事 1名
- (3) 理事 (支部長、事務局長を含む) 24名以内
- (4) 評議員 30名以内
- (5) 運営幹事 若干名
- (6) 監事 2名

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

専務理事は、会務を統括する。

理事は、理事会を組織し、会務を審議執行する。

評議員は、評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ会務一般を審議する。

運営幹事は、会長及び専務理事を補佐し、庶務を担当する。

監事は、会計を監査する。

第14条 会長は、理事の選挙による。専務理事は、理事会の承認を得て会長が理事の中から指名する。

理事の選出は、正会員の選挙による。

評議員は、会長が理事会にはかり正会員の中から選任し、これを委嘱する。

監事は、会長が理事会にはかり正会員及び維持会員の中から選任し、これを委嘱する。

支部長は、支部ごとに会員が選挙で決定し、自動的に理事となる。

事務局長は、会長が指名して理事となる。

第15条 役員任期は3年とし、再任は妨げない。役員に欠員を生じた場合は、理事会が後継者を決定し、その任期は前任者の残存期間とする。

第4章 会議及び部会

第16条 本会会議は、会員総会・理事会及び評議員会とし、この事務分掌をする事務局を置く。

2. 会員総会は、毎年度1回、理事会及び評議員会は、会長が必要と認めた場合、あるいは当該役員半数以上が必要と認めた場合に、これを召集する。

3. 会員の総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 重要な財産の処分
- (4) 支部の設置及び廃止
- (5) 会則の変更
- (6) 理事及び監事の選任
- (7) 役員解任
- (8) その他本会の運営上重要な事項

第17条 本会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、会長が決定する。

第18条 本会は理事会の承認を得て、専門研究部会及び地方研究部会を設けることができる。

第5章 会 計

第19条 本会の財政は、会費その他の収入で運営する。

第20条 本会の会計年度は、10月1日から翌年9月30日までとする。

第21条 本会の決算は、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

第6章 事務分掌

第22条 事務局長は、会長・専務理事・理事会にかかわる庶務を処理する。

事務局には、事務局長とこれを補佐する事務局員を置くことができる。

付則 本会則は設立総会時から施行する。